外来生物法施行に係る政省令等の体系

特定外来生物被害防止基本方針の策定

※主務大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて基本方針の案を作成し、閣議の決定を求め、閣議の決定があったときは公表（告示）する

①特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想
・問題の背景、外来生物による被害の概要、被害防止の基本的な方針

②特定外来生物の選定
・選定の前提
・被害の判定
・優先度の考慮

③特定外来生物の取扱い
・飼養等の目的
・飼養等施設基準
・個体識別措置

④特定外来生物の防除
・公示の内容
・確認認定の内容
・緊急的な防除
・計画的な防除

⑤その他重要事項
・未判定外来生物
・種類名証明書
・調査研究
・普及啓発

【政 令 事 項】

特定外来生物の指定
※個体及びその器官を政令で定める
※指定に際しては、学識経験者の意見を聴く

【省 令 事 項】

飼養等の禁止
・飼養等の禁止の特例
・飼養等の目的
・飼養等の許可の申請内容
・特定飼養等施設の基準
・飼養等の方法
・譲渡等の禁止の特例

未判定外来生物の指定
・輸入者の届出の方法
・輸入者の届出事項 等

防　　除
・防除の公示手続、公示事項
・原因者からの負担金徴収方法
・防除の確認・認定の手続

種類名証明書不要生物の指定
・証明書の種類
・輸入場所の指定

防除の公示
※防除対象となる特定外来生物毎に指定
※公示に際して都道府県の意見を聴く

必要に応じ

防除実施計画の策定